

地方行政における健康福祉情報ネットワークシステム

亀 田 彰 喜

勝 木 太 一

概 要

日本では毎年のように高齢化が進んできている。そのため可能な限りの低予算で、様々な福祉事業の提供が行われなければならないが、それは非常な困難を伴うものである。それを克服するために、また、将来福祉事業の効率化を図るためにには、健康福祉情報ネットワークともいるべきものが求められている。これは福祉事業の進展を目的とする情報ネットワークで、今真剣に考えられなければならないものである。それは、例えばCATV ネットワークを中心としたものであるかもしれない。

ここでは、このようなCATV 情報ネットワークシステムの地域福祉への適用を考察し、家庭からCATV ネットワークの活用による医療・介護サービスなどへの活用、また、クリニックや病院のメディカルデータへの適用、しいては高齢者の急増して行く将来に、どのような情報システムの構築が地域社会に求められるかを考察して行くことにしよう。

1. はじめに

介護保険制度が平成12年4月から導入され、我が国は高齢化社会に対し介護における体制を整えて、実施してきた。しかし、今や団塊世代の定年退職を迎え、今後、年々総人口に対する高齢者の割合が増加してきている。そしてそれに伴って、福祉サービスに対する需要が増加してきているが、果たして福祉サービスを必要とする地域住民に対して、円滑にまた充分に提供できるかが疑問となってきた。さらに、限られた予算や人的資源の基で、充分な地域福祉事業を実現するにはかなりの困難がともなう。これらを円滑に進める手段の一つとして、地域福祉事業への情報技術の活用が考えられる。

これまで、地方公共団体においては、福祉関係の業務に関する情報システムの導入が進められ、事務処理や管理業務にその効果を発揮してきた。しかし、事務処理や管理業務だけでなく福祉サービスの分野においても、情報ネットワークやCATV を利用することが今後の課題であろう。今後、福祉事業は直接老人に福祉情報を提供する情報ネットワークシステムが構築されなければならない。そして、地域福祉事業を推進するためには情報ネットワークやCATV を利用することが最適である。

そこで、ここでは地域福祉事業のために情報ネットワークやCATV を利用しているいくつかの事例を紹介し、地域福祉への情報システムの利用の効果と将来性を模索してみた

い。例えば、情報ネットワークによる医療データの診療所や病院で利用、また、CATVを利用した在宅患者の検診データの病院への転送、このようなことは現在、特定の地域で試験的に実施されているが、今後、益々高齢者が増加するにしたがって、地域福祉事業に対する情報ネットワークやCATVの利用が必須となるであろう。

地域福祉の問題は、今や我が国では現実的な問題であり、福祉サービスの公共性と実践性においても無視できない重大な問題である。と同時に、今後益々増加するであろう福祉情報に対し、それを迅速に円滑にかつ正確に処理することが求められる。

現在、情報ネットワークは、グローバルなものと位置付けられ、多方面に活用されているが、ここでは私たちの生活の一環としての地域福祉における支援システムとしての活用を模索してみる。

2. 地域福祉の情報化と施策

地方行政において高齢化が進むにしたがって、地域住民における地域福祉に対するニーズは年々高まっている。その地域福祉は大別して2つの形態に分けることができよう。一つは法や公的施策のもとに政府や市区町村、社会福祉協議会などが主体となって進める形態のものと、もう一つは地域社会における地域住民によって、自主的に進められる相互扶助や相互支援といった地域組織によって行なわれるものである。福祉情報化は、主として前者にとって有効な手段となる。福祉情報化の目的の一つは福祉サービスを必要とする住民に対し、福祉情報を提供し、福祉施策を効果的に実施することである。

すなわち、福祉情報化は、福祉に関する情報を地域福祉の推進のために提供するための手段であり、そのためには、地域住民に対する福祉サービスの情報を提供するとともに、福祉ニーズの把握やケアマネジメント体制のシステム化を構築することも必要である。

このような地域福祉の体制が確立されると、次に社会福祉サービスが利用希望者に充分に提供されているのか、また、福祉情報が地域住民に充分に利用されているかどうかが重要な問題である。すなわち、福祉サービスを必要とする利用者は、多くの場合、情報弱者であり、これらの地域福祉の体制へのアクセスが困難である場合が多い。福祉情報や福祉サービスの提供者は利用者に適したサービスを提供するには、情報ネットワークのもとに各福祉施設や保健医療施設が連携し、福祉サービスを提供できる体制作りが必要である。とくに、福祉サービスを必要とする高齢者は山間部の僻地や過疎地、さらには豪雪地域などであることが多く、このような地域であるが故に、福祉サービスや福祉情報が充分提供されるためには、福祉情報化が必要とされる¹⁾。このような地域にこそ、国および地方公共団体による福祉情報化が進められなければならないし、福祉情報化はこのような地域にこそ最もその力が發揮され、その効果が期待される。

3. 我が国の福祉情報化の動向

上述のように、地方において益々高齢化が進むにしたがって、地域住民における福祉に対するニーズは益々高まっており、さらに量的および質的に充実した福祉が求められる。これらのニーズに対して、平成元年12月に「高齢者福祉推進十ヵ年戦略（ゴールドプラン）」が打ち出された。さらにまた、平成2年6月に「老人福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、それにより、社会福祉関係八法が改正された²⁾。これにより一応、市区町村における住民に対する社会福祉サービスにおける法的体制づくりが確立したと言えよう。

企業における情報化はかなり高度に進んでいるが、福祉における情報化については、つい最近、情報システムなどが導入されるようになった。それは福祉サービスにおける内容や利用方法などが、従来のような体制やシステムでは、福祉サービスを必要とする利用者側に充分に伝達されているかどうかということが疑問でもあり、福祉サービスにおける情報を積極的に提供するためには情報化が必要であると考えられるようになったためである。

従来から兎角、福祉サービスの利用者側にとっては、福祉サービスの供給者がどのような福祉サービスを提供しているのか、その内容を知る機会が少なかった。このような問題を解決する手段の一方策として、福祉の情報化は有効な手段の一つと言えよう。

このようなことから、平成元年3月に厚生大臣の諮問機関である福祉関係三審議会合同企画分科会から「今後の社会福祉のあり方について」の意見具申が出され、そして平成5年12月に老人保険審議会の「老人保険制度の見直しに関する意見具申」、平成6年3月に高齢者社会福祉ビジョン懇談会における「21世紀福祉ビジョン」、平成6年12月に高齢者介護・自立支援システム研究会における「新たな高齢者介護システムの構築を目指して」などのいずれの答申・意見具申・報告書などにおいても、今後の社会福祉のあり方および福祉サービスの提供に関して、情報システムおよび情報ネットワークの活用が必要であることを提案しており、既に、いくつかの自治体において情報システムやCATVの利用が試験的に実施されている³⁾。

また一方、情報化の推進の中心である通産省が、平成6年5月に産業構造審議会情報産業部会の「21世紀の知的社会への改革に向けて」の答申の中で2010年までに全国に光ファイバー網を整備することを示しており、平成6年8月には総理大臣を本部長とした「高度情報通信社会推進本部」を設置させ、情報化への基盤整備が本格的に進められることになった。このような政策の方針に基づいて、厚生省においても平成6年5月に「情報化推進連絡本部」を設置した。

そして、平成6年6月に郵政省通信政策局内に厚生省の参加のもとに「高齢化社会における情報通信の在り方に関する調査研究会」が設置され、保健・医療および福祉の情報化を進めるとともに、情報ネットワークシステムなどの技術を活用した高齢者のための福祉情報支援システム構築についても提言している。さらに、平成7年2月に厚生省は「保健

医療福祉サービスの情報化に関する懇談会」を発足させ、その報告書のなかで、介護における情報化の進展とその役割、および、高齢者や身体障害者に対する情報サービスの必要性と福祉・介護情報サービスの標準化を提言するとともに、高齢者や身体障害者が使いやすい情報機器の開発の必要性を強調している⁴⁾。

4. 健康福祉情報化の内容

福祉情報については日本地域福祉学会が編集した地域福祉事典には「住民や福祉サービスの利用者自体に関する事柄、福祉に関わる施策やサービスあるいは施設やマンパワー自体に関する事柄及びそれらの両者の状況関係に関する事柄についての“報せ”であり、社会福祉に関して、判断を下したり、行動を起こしたりするための知識」と定義しており、福祉に関する情報化というより、福祉に関する情報の報せとしての意味合いである。

しかし今後、福祉サービスに関する事柄、福祉施設に関する事柄、およびマンパワーに関する事柄などについての報せとしての情報を広範に提供し、活用させるためには支援するための取り組みやシステムが必要である。従来から、広報活動および相談活動は実施されてはいるものの、ニューメディアを活用することによって、より効果的な活動が可能となる。すなわち、これからの中間活動に、ニューメディアなどの新しい技術を導入し、活用することによって、福祉情報化としてのより効果的な活動が期待できる⁵⁾。

福祉情報化として、次のような福祉情報システムが考えられる。

① 緊急通報システム

近年、高齢者のひとり暮らしが増加しているが、高齢者が緊急時に外部の救急施設に連絡をとれるような機器やシステム設置することによって、高齢者の安全を確保するためのシステム⁶⁾。

② 福祉サービス情報提供システム

デジタル通信技術の活用により、福祉サービス、福祉施策、福祉施設、福祉機関などの福祉情報データベースの検索により、市民に福祉情報を提供するシステム。

③ 遠隔健康相談システム

外出困難な高齢者が家庭に居ながらにして、CATVなどの双方向通信技術を活用して医師から健康診断を受けたり、保健介護施設より介護支援を受けることのできるシステム⁷⁾。

以上のようなシステムは福祉サービスを受ける人々に対して直接関与するシステム、すなわち直接的福祉情報システムであるが、これに対し、福祉行政やそれに関係する事務的

な福祉システムも考えられる。それは間接的福祉情報システムであり、次のようなシステムが考えられよう。

④ 福祉事務管理システム

福祉サービスの申請事務や福祉サービスの費用の算出、また利用者への請求書の発行などの事務処理や福祉サービスの利用状況の把握と利用予約などの事務処理を行うシステム。

⑤ ケアマネジメントシステム

厚生省は現在、健康保険証のカード化を検討しているが、今後磁気カードやICカードの導入により福祉サービスの利用状況やサービスの内容を把握し、福祉サービスのニーズから、ケアプランを作成し、個別の福祉サービスの管理などを行うシステム⁸⁾。

⑥ 福祉情報検索システム

福祉サービスの希望者が福祉施設や施策およびサービス内容を検索し、利用者が希望する福祉サービスが見つかった場合、その福祉サービスの申し込みや予約などが行えるシステム。

⑦ 福祉情報統計システム

行政事務などで得られた情報をデータベースとして将来の施策や企画に活用することを意図として統計資料として活用する。

以上のような、福祉情報システムが、今後、開発の期待されるシステムとして考えられるが、では実際、どのような福祉情報システムが構築され、活用されているのか、いくつかの事例を見てみる。

5. 地域福祉情報化と健康情報ネットワークの実状

福祉行政においてニューメディアを活用することは、福祉行政の立場から福祉施策に関する情報や福祉サービスに関する情報を行政管内の地域住民に充分に認知させる手段として、情報ネットワークシステムを活用することは、非常に友好的な手段であると考えられる。

例えば、在宅を中心とした利用者に対する福祉情報の提供についても各地域に在住している利用者にとって、情報ネットワークシステムは福祉情報や福祉サービスを得る効果的な手段にもなる。特に多種多様な福祉サービスが施策されても、それを利用者が知っているのと知らないのとでは、大きな差異が生じる。このように情報ネットワークシステムを活用することは福祉情報や福祉サービスの利用者への認知に友好的な手段あることは間違いない。

ケアマネジメントにおいても情報システムの活用することによって、計画的、効率的な

ケアマネジメントの提供が可能となり、利用者に関する情報をデータベース化することによって、効率的なケアマネジメントが実現できる。

地域住民の文化や福祉への生活情報の提供の手段として、情報ネットワークシステムを活用することが考えられるが、最も地域住民に親しみが持てるCATVが最適と考えられる。CATVは他のメディアに比べ、地域に密着したメディアであるために、今後、地域社会における地域福祉や生涯学習に活用が一層期待できる。

福祉行政を推進するにあたっても、今後益々増加する福祉行政における事務処理の効率化のためには情報システムの利用が必須である。データベース化した利用者の情報を活用することによって、計画的福祉行政が可能となる。このようなことから、福祉施策や福祉行政において情報ネットワークシステムを利用することが有効的な手段であるといえる。そこで実際に情報ネットワークシステムやCATVを利用している地域福祉活動について見てみる。

① 五色町の事例

兵庫県の五色町では早くから情報システムによる検診や医療情報の管理を目指していた。平成3年に自治省の地域情報化対策として双方向の通信ケーブルの架設工事を行い、平成7年から淡路五色CATV局を設置し、その運用を開始した。

淡路島には洲本市に県立淡路病院があるが慢性的なベッド数の不足であることから、五色町では3ヶ所の町立診療所と開業医との連携と信頼関係に基づいた独自の在宅保健医療福祉支援システムを構築した。当初は昭和63年9月にICカード採用し、これに医療情報を記憶させた保健医療情報システムを構築し、診療医にとっては、病院や診療所などの各医療機関にまたがって医療処置や検査結果及び診断内容を知ることができ、重複投薬などを避けることに効果があった。しかし、医師にとっては、診療時におけるその都度の各患者のデータ入力が負担ともなった。

平成2年10月より60歳の高齢者を対象にIC内蔵の「健康カード」発行し、このカードに健康医療情報を記憶している。さらに、平成4年には乳幼児を対象としたIC内蔵の「すこやかカード」を発行している。これらICカードに記憶される基本情報としては、住所、氏名、健康保険証番号などの個人基本情報、現病歴情報、既往歴情報、家族歴情報、投薬情報、検診情報、検診履歴情報および医師用のメッセージ情報などの基本情報が記憶される。さらに、これ以外に「健康カード」には福祉基本情報、福祉・ケア情報、一人暮らしなどといった生活総合情報も記憶できるようになっている。「すこやかカード」には上述した基本情報以外に乳幼児と母子健康を対象とした母子手帳情報、予防接種情報、歯科診療情報などが記憶できる⁹⁾。

その後、平成5年にCATV局が設置され、平成7年からこの通信網を利用して診療所の医師と在宅患者との間で双方向の伝送システムを介して患者の血圧や心電図などのデー

タを伝送する在宅保健医療福祉支援システムの運用が開始されるようになった。特にCATVは医師と患者との間の問診に効果がある。在宅療養の患者に対しては、家庭にCATVの端末機と血圧や心電図などのデータを計測できるバイタルセンサーを設置し、CATV局を経由して、診療所に医療情報を伝送する¹⁰⁾。その際、有線テレビで患者の家族に対する介護相談や介護指導なども行なっている。また、要介護老人や虚弱老人に対しても、訪問看護婦、保健婦、理学療法士などの訪問により、在宅ケアを実施している。彼らの在宅ケア時に、訪問先の老人の身体異常を発見した場合は、彼らが携帯しているCATV用端末により、所定の医療機関に異常状況や医療情報を直ちに伝送し、医師の指示のもとに適切に対処する。このような在宅支援システムにより地域の高齢者に対する介護、在宅ケア、および福祉に対する支援を図っている。

② 野迫川村の事例

奈良県野迫川村は面積155平方Kmので約300世帯が在住し、過疎と高齢化の進む山村である。村民の約40%が60歳以上の高齢者であることから、村役場では高齢者に対する医療問題が長年の重要課題でもあった。このようなことから、村役場では平成11年から村内の各世帯を総合デジタル通信網で結び、健康に不安を持つ高齢者の血圧などのデータを各家庭から診療所に通信網を使って伝送するシステムを設置した。診療所の医師は送られてきた各個人のデータをチェックし、健康管理を行っている。また緊急時には、通信装置に設置されている緊急ボタンを押すことによって、村役場の職員が駆けつけるといった体制も整えている。さらに、200世帯余りにはテレビ電話が設置されており、診療所の医師からの問診による健康状態の確認にも活用されている¹¹⁾。

滋賀県内には現在CATV局は6局あるが、そのうち2局は自治体が運営している。ここではこの2局、余呉町と湖東町の事例を取り上げてみる。

③ 余呉町の現況

滋賀県の余呉町は地形的に電波の難視聴地域であってTV放送を各家庭で個別に受信することは困難であるため、昭和30年代より順次、共同受信施設を設置してきた。このようなことから、すでに町内には、TVの共同受信施設から各家庭への回線が張り巡らされていた。難視聴解消の基盤整備が整った後に、地域住民に対し、都市と地方との情報格差および文化の地域格差を是正するために、一般のTV放送以外に通信放送の映像番組や多彩な情報を提供するためにはCATVが最適な手段であると考えられた。さらに、CATVは地域に密着した自主番組を作成することによって、地域住民の連帯感や自治意識などの高揚を図ることができ、地域福祉や介護活動の支援にも活用が可能である。

CATVの持つこのような利点を地域住民に活用するために、平成3年12月に有線テレ

ビジョン放送法の申請を郵政大臣に提出する。過疎地域活性化特別措置法に基づく助成金10億円をもとに、平成5年11月に余呉町CATV局「コミュニティ・ネットワーク・ヨゴ」開局した。利用者に対する加入金や利用料は助成金で建設したため無料であり、加入世帯は余呉町の1,291世帯の全世帯である。

この余呉町CATV局コミュニティ・ネットワーク・ヨゴは、装置としては利用者管理装置、伝送路管理装置、編集装置、ヘッドエンド装置などから構成されており、利用者管理については各利用者が受信番組に対する契約が個別に異なることから、各利用者別に利用料を算出する。伝送路管理装置は各利用者別の契約に基づいた番組の伝送の管理を行っている。自主番組を作成するための編集装置は、第1編集装置と第2編集装置の2装置があり第1編集装置で主に撮影してきた自主撮影映像の編集を行っている。そして最後にヘッドエンド装置によって自主作成した映像番組と文字情報番組などをタイマーにより自動伝送される。

これらの装置によって伝送される映像番組は、地域住民を対象に制作されたニュース番組、町議会の中継番組、町内の行事や学校行事などのお知らせ、生涯学習としての講演会などを収録した映像の伝送、また、高齢者の生活の知恵を生かした生活情報番組などを定期的に再送信している。また、文字情報放送としては、行政広報や地域住民へのニュースおよび生涯学習などの文字情報を常時伝送している¹²⁾。

④ 湖東町の現況

滋賀県の湖東町は、平成3年11月に農林水産省において集落環境基盤整備事業が採択承認され、平成5年3月に郵政大臣にCATV施設設置の認可申請し、同年7月に認可される。平成6年11月に湖東町CATV局「湖東コミュニティネットワーク」を開局した。

これは、農林水産省の集落環境基盤整備事業の補助金16億4千万円余りと非補助金1億3千万円余りの合計17億7千万円余りの事業資金で建設された。当初、このCATV局は集落環境基盤整備事業の一環として開設された。

この湖東コミュニティネットワークは次の4つのシステムで構成されている。このシステムは農林水産省の集落環境基盤整備事業を主事業と設置されたシステムであることから、ケーブルテレビ関係だけではなく、農村下水道管理センターや農業気象水位観測施設なども設置されており、これらを回線で結んだ農村下水道処理施設集中監視制御システム、および農業気象水位観測システムである。これらのシステムから得られた情報を地域住民に知らせるシステムとして、ケーブルテレビシステムが設置されたのである。さらにCATVとして個別家庭に張り巡らされた回線を活用した有線放送電話システムの機能も有している。

湖東コミュニティネットワークのCATV局の装置は、有線放送電話のための電話端末機管理装置および加入者管理装置により町内の電話システムや顧客管理も行なっている。

尚、この電話に関しては町内での使用料金は無料である。さらに、CATV 局には欠かせない編集装置は第 1 編集装置と第 2 編集装置の 2 装置を設置している。そして、農業気象水位情報や静止画文字情報を放送するためのペーディング放送装置も設置されており、最終的に映像番組や文字情報などを放送するための放出管理装置により各家庭に双方向同軸ケーブルを通して、情報を伝送している。

自主放送番組としては、集落環境基盤整備事業としての CATV 局の開設であったことから、まず農業気象水位情報として、町内に設置された自動気象観測装置より送られてくる情報、すなわち気温、湿度、風向、風速、地中温度、貯水池の水位、積雪、降水量、霜予測、日射量を提供する。さらに、農村下水道処理情報として町内 14ヶ所から送られてくる流水量、水質などのデータを監視するとともに、これらの情報も常時提供している。

このような集落環境基盤整備事業としての情報以外に、CATV としての自主制作の放送番組として、町役場からのお知らせ、行政広報、町政ニュースや町議会の中継などの番組、農業改良普及員からの農業指導や連絡などの農業番組、保健所だよりや介護および生涯学習などの生活関連番組、地域福祉や地域での催しなどの地域活動番組を制作編集し放映している。

さらに、文字放送として町内行事のお知らせや冠婚葬祭、および行政広報などの静止画文字情報を常時、伝送している。このように自主制作番組と一般放送の再送信も行っている。

湖東町にとって、この CATV 局は疎遠になりがちな人間関係を親密なものにし、住民の交流や新たな生活の発見に喚起し、活気のある町づくりには有効である¹³⁾。

現時点では実施されていないが、将来、地域福祉に対する今後の CATV や情報通信システムの活用が可能であり、外出が困難な高齢者には CATV の双方向を活用して遠隔健康相談システムにより、病院や保健所に接続して、問診、血圧、体温などのデータを伝送し、医師の診断を受けることが可能となる。

余呂町および湖東町の CATV とも主として、町内の住民に対するニュース、行政広報や生涯学習に活用されているが、余呂町 CATV 局はインターネットとの接続も計画し、プロバイザーとしての機能も持たせる予定もある。

将来、CATV の活用として高齢者の福祉および介護の面での活用が期待される。地域住民に対する福祉情報の提供と健康管理などが可能である。CATV とインターネットとの接続によって、情報収集において、大都市に対し、距離的なハンディキャップを意識することなく地域の活性化や生活文化の向上に効果が期待される。そして、地域の福祉と医療に関しては、CATV の双方向通信の特性を活かして、高齢者に対する遠隔健康相談や在宅医療への活用が期待できる。

6. 行政による健康福祉情報化

実際の福祉事業は各地方公共団体によって実施されることが多い、そして、一般に福祉関係の事業は国の法律や限られた予算のもとで実施される。しかし、介護保険の導入により実施主体も徐々に変化してくるであろうが、しかし、地方分権の動きにともなって、福祉事業は地方公共団体に以前と依存するところが大きい。

このような福祉行政の変化の中で、益々増加する福祉行政の事務量の増加に対して情報システムの利用が必至となってきている。企業と同様、当面は、福祉行政における事務処理における情報化に重点が置かれるであろうが、その後、次の段階として、情報ネットワークを活用した統合的情報ネットワークシステムへと進展させていくことが求められる。

今までの福祉行政の情報化は、主として事務処理の効率化として進められてきた。これは、ほぼ実際に利用され運用されているといえる。今後は実際の福祉サービスを提供するには、どのように情報通信の技術を活用し、福祉のニーズに対し、いかに効果的に福祉情報が提供できるかが問われ、そして、そのようなシステムの開発が求められる¹⁴⁾。

企業における情報化は早くに進められた。それは企業の業務内容が会計処理などにおいてはその業務内容が比較的定型的なものであることから、情報化が容易であった。しかし、社会福祉に関しては、その内容が人と人との人間関係を中心とした対人的業務であることから、福祉に関する業務をコンピュータで処理すること自体、不適切であると考えられていた。また、福祉の業務内容が対人的なものであることから企業の業務と異なり非定型的な業務内容も多い。これらのことことが福祉の情報化を遅らせる要因となった。そしてさらに、福祉はその内容が人間を対象とすることから、個人情報の保護といった観点からも情報化をさらに困難にした。

平成元年から厚生省は情報化事業として、中央情報センターを社会福祉・医療事業団に設置し、各都道府県に設置されている高齢者総合相談センターと接続し、各都道府県の高齢者に対する福祉・保健事業を支援するために WHIS NET (Welfare and Health Information System Network) として福祉および保健に関する情報を提供している。今ではこのシステムをさらに拡張し、各市町村や在宅介護支援センターにまで接続し、一部、情報の提供を始めている。この中央情報センターから提供される情報は国としての福祉・保健関係の施策情報、福祉関係の施設情報、福祉機器およびその福祉機器の取り扱い業者、福祉に関する専門誌や記事などの情報である¹⁵⁾。

7. 終わりに

地域福祉の分野で、事務処理でのコンピュータの導入かなり進められてはいるものの、今後とも地域福祉のコンテンツの充実を図るためにには、福祉の利用者への福祉情報化が進められなければならない。そして、それはあくまでも地域福祉の充実のための手段であり、それらを支援するためのものである。事例としてここでは、地域福祉情報化の先進地域である兵庫県五色町のCATVによる在宅療養システムや保健・医療のためのICカードシステムを取り上げてきたが、これはあくまでも一つの試作的な地域福祉情報化のモデルであって、今後の地域福祉情報化の進展のための礎である。

滋賀県の余呉町と湖東町のCATVは地域住民への生活情報の提供としては、充実してはいるものの、地域福祉の情報化においては今後とも期待されるところである。このように地域福祉の情報化を図るためにには、ハード面での充実も重要であるが、これらを裏から支えている人的な面での充実も忘れてはならない。

また、介護保険制度が導入されたことにより、その事務処理の情報化、さらに発展して地方公共団体や在宅介護支援センターでは、福祉情報システムの構築が求められる。この介護保険制度の導入により、多様な福祉サービスに対応しなければならない。そのためには、福祉情報提供のための円滑な効果的な福祉情報システムの開発が必須となる。現在、福祉情報を円滑に地域住民に提供する情報システムの開発も進められてはきているものの、福祉の情報化の観点からすれば単なる福祉の事務処理のためのコンピュータの導入のみならず、地域福祉の情報ネットワークの構築と活用とともに、CATVなどのメディアとの連携し、ネットワーク化することにより、福祉情報化を進める必要がある。

参考文献

- 1) 古川孝順・松原一郎・社本 修編,『社会福祉概論』,有斐閣, 1995, 15-16.
- 2) 岡本民夫・高橋絢士・森本佳樹・生田正幸,『福祉情報化入門』, 1997, 22-24.
- 3) 社会福祉・医療事業団監修,『情報化時代の新しい福祉』, 日本法規出版, 1997, 4-5.
- 4) 岡本民夫・高橋絢士・森本佳樹・生田正幸,『福祉情報化入門』, 1997, 22-23.
- 5) 社会福祉・医療事業団監修,『情報化時代の新しい福祉』, 日本法規出版, 1997, 4-5.
- 6) 日本地域福祉学会編,『地域福祉事典』, 中央法規出版, 1997, 226-227.
- 7) 郵政省編,『通信白書(平成7年度版)』, 大蔵省印刷局, 1995, 254-255.
- 8) 日本地域福祉学会編,『地域福祉事典』, 中央法規出版, 1997, 226-227.
- 9) 社会福祉・医療事業団監修,『情報化時代の新しい福祉』, 日本法規出版, 1997, 88-93.

- 10) 高野健人, 『マルチメディア時代の医療と福祉』, 日本評論社, 1996, 168-170.
- 11) 「日本経済新聞」, 平成12年8月8日より.
- 12) 「コミュニティ・ネットワーク・ヨゴ」の資料より作成.
- 13) 「湖東コミュニティ・ネットワーク」の資料より作成.
- 14) 社会福祉・医療事業団監修, 『情報化時代の新しい福祉』, 日本法規出版, 1997, 234-235.
- 15) 岡本民夫・高橋紘士・森本佳樹・生田正幸, 『福祉情報化入門』, 1997, 28-29.